

(仮称) クリーンセンター整備・  
運営事業  
落札者決定基準書

令和3年5月31日  
志太広域事務組合

## 目 次

第1章 総則.....	1
第2章 落札者決定の手順.....	1
第1節 参加資格審査.....	1
第2節 入札書類審査.....	1
第3節 落札者の決定.....	2
第4節 審査の流れ.....	2
第3章 事業者の選定に係る審査方法.....	4
第1節 資格審査.....	4
第2節 技術審査.....	4
第4章 非価格要素審査及び価格審査における点数化方法.....	6
第1節 非価格要素審査における点数化方法.....	6
第2節 価格審査の点数化方法.....	7
第5章 非価格要素審査の評価項目、評価ポイント及び配点.....	8

## 第1章 総則

(仮称) クリーンセンター整備・運営事業（以下「本事業」という。）を実施する事業者には、施設の整備、運営に関する専門的な知識やノウハウが求められる。このため、事業者の選定に当たっては、価格及びその他の条件（性能、機能、技術等）によって落札者を決定する総合評価一般競争入札方式を採用する。

この落札者決定基準は、総合評価一般競争入札方式により落札者を決定するため、要求水準書等の内容について入札参加者から提出された提案書を可能な限り客観的に評価する基準として示すものである。

## 第2章 落札者決定の手順

### 第1節 参加資格審査

志太広域事務組合（以下「本組合」という。）は、入札参加者から提出される入札参加表明書及び参加資格審査申請書類により、入札説明書に示す参加資格要件をすべて満たしていることを確認する。参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

### 第2節 入札書類審査

#### 第1項 提案書類審査

##### 1. 提案内容の基礎審査

本組合は、提案書類に記載された内容が、この落札者決定基準に示す基礎審査項目をすべて満たしていることを確認する。基礎審査項目について、1項目でも満たさないことが、確認された場合は失格とする。

##### 2. 提案内容の提案審査

(仮称) クリーンセンター整備・運営事業事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）は、この落札者決定基準に示す審査の方法に従い、提案書類の提案審査を行う。

#### 第2項 開札

本組合は、入札書に記載された入札価格が、予定価格の範囲内であることを確認するとともに、当該金額から算出される入札価格に関する事項の得点を選定委員会に報告する。なお、入札価格が予定価格を超えている入札参加者は失格とする。

#### 第3項 入札価格の審査

選定委員会は入札価格について、この落札者決定基準に示す得点化方法に従って評価する。

#### 第4項 最優秀提案者の選定

選定委員会は、提案内容の審査結果と入札価格の審査結果の合計が最も高い事業者を最優秀提案者として選定する。なお、提案内容の審査結果と入札価格の審査結果の合計の最も高い事業者が2社以上ある場合は、当該提案のうち、提案内容の審査結果が最も高い提案を最優秀提案者として選定する。提案内容の審査結果についても最も高い事業者が2社以上ある場合は、当該事業者にくじを引かせて最優秀提案者を選定する。なお、当該事業者がくじを引かない場合はその時点で失格とする。

#### 第3節 落札者の決定

本組合は、選定委員会における最優秀提案の選定結果をもとに、落札者を決定する。

#### 第4節 審査の流れ

上記1～3に示した審査等の流れは、次の図に示すとおりである。

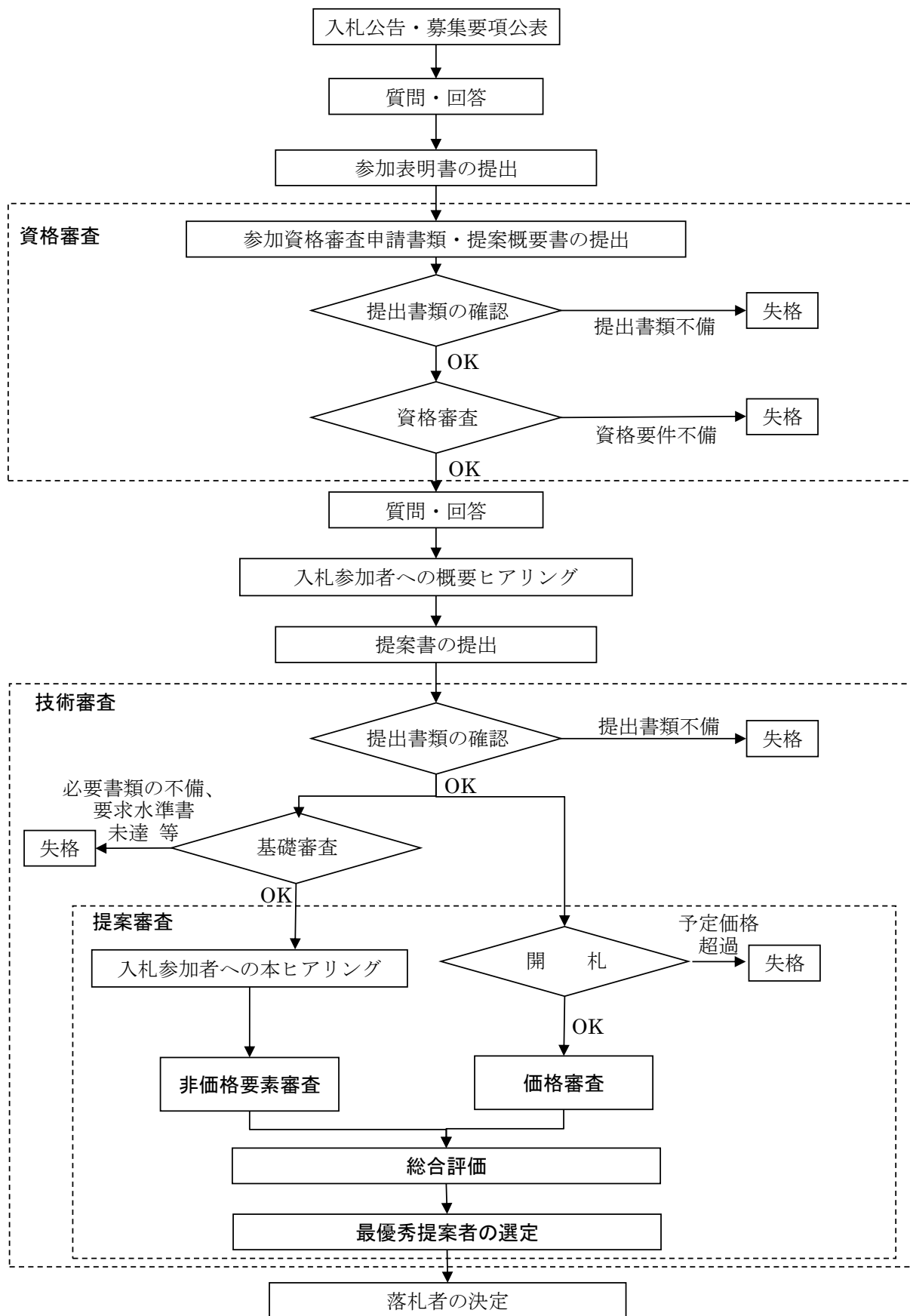


図 2-1 事業者の選定フロー

### 第3章 事業者の選定に係る審査方法

事業者の選定に係る審査は、第1段階における資格審査、第2段階における提案審査で構成する。

#### 第1節 資格審査

本組合において、参加表明者から提出された参加表明書及び参加資格審査申請書類について、入札説明書に示す参加資格要件を全て満たしていることを審査し、その結果を参加表明者に対し通知する。

参加資格要件を全て満たしていることの審査は、入札説明書の「第4章 4 資格審査（参加資格審査）」に示す方法により行い、参加資格要件を満たしていない場合は失格とする。

入札参加者に対し、提案概要書について事務局による概要ヒアリングを実施する。概要ヒアリングは、入札参加者との提案内容に対する対話を行い、入札参加者の要求水準書等に対する解釈の違いを解消し、要求水準未達を回避するとともに、入札参加者の創意工夫を必要に応じ採用し、本事業をよりよいものとするため実施する。

#### 第2節 技術審査

選定委員会において、入札参加者から提出された提案書について、提出書類の確認、技術審査、本選定基準に基づき非価格要素審査及び価格審査を評価、点数化して総合評価する。

総合評価の結果、非価格要素における得点（以下「非価格要素審査点」という。）及び価格審査における得点（以下「価格審査点」という。）を合算した得点（以下「総合評価点」という。）が、最も高い入札参加者を最優秀提案者とする。

##### 第1項 提出書類の確認

入札参加者から提出された提案書について、確認した結果、提出書類に不備がある場合は失格とする。

##### 第2項 基礎審査

入札参加者から提出された技術提案書について、要求水準書等に規定された性能要件を満足できるか、また、事業計画書について、事業としての妥当性を有しているか基礎審査を行い、要求水準書等に示す基準を満たしていない場合は失格とする。

次に技術審査における視点を示す。

###### 1. 応募提案書類の審査

- ・ 必要な書類がそろっているか
- ・ 書類間で整合しているか

###### 2. 基礎審査（技術提案書及び要求水準書、事業計画書及び入札書の適合性）

- ・ 要求水準を満たした技術提案がなされているか

- ・ 事業計画書と入札書が整合しているか
- ・ 要求水準及び協定・契約条件を遵守しているか
- ・ 事業計画書の運営・維持管理コストや収益等が妥当か

### 第3項 提案審査

#### 1. 非価格要素審査

非価格要素提案書、技術提案書及び事業計画書の提案内容について、各審査項目について評価し、点数化する。

なお、審査に当たり、入札参加者へのヒアリングを実施する予定である。

#### 2. 価格審査

入札書に記載された金額が予定価格の範囲内であること、及び事業計画書と入札書が整合していることの確認を行い、入札価格を点数化する。

なお、予定価格を上回った入札参加者は失格とする。

#### 3. 総合評価（最優秀提案者の選定）

非価格要素審査点と価格審査点を合算して総合評価点を算出し、最優秀提案者を選定する。

$$\text{総合評価点} = \text{非価格要素審査点} + \text{価格審査点}$$

## 第4章 非価格要素審査及び価格審査における点数化方法

### 第1節 非価格要素審査における点数化方法

非価格要素審査点の配点は150点とし、60点に換算する

次に示す各評価項目の得点の合算を非価格要素審査点とする。評価項目、評価項目ごとの配点、採点基準を次に示す。

#### 第1項 評価項目と配点

評価項目及び配点は表4-1のとおりとする。

表 4-1 評価項目及び配点

本施設の将来の施設像	評価項目 (中項目)	配点
安心・安全な施設	事業実施体制・バックアップ体制	16点
	工事計画	8点
	安全・安定処理	58点
	情報公開	4点
環境負荷を低減する施設	公害防止対策	10点
	最終処分量の低減	11点
温室効果ガス削減に寄与する施設	温室効果ガスの削減	12点
地域と共生した施設	地域への配慮・貢献	31点
上記の合計		150点

$$\text{非価格要素点審査点} = \frac{\text{獲得点数}}{150 \text{ 点}} \times 60 \text{ 点}$$



## 第2項 評価項目の採点基準

各評価項目において表 4-2 に示す 5 段階により評価し、点数化する。

各評価項目の評価点については、委員会の各委員が個別に行った評価の平均値とする。なお、平均値を求める際は、小数第 3 位を四捨五入した値とする。

表 4-2 評価、評価基準及び採点の算出方法

評 価	評価基準	採点の算出方法
A	当該評価項目において、要求水準書を超える実現可能な優れた提案があり、非常に大きな効果が期待できる。	配点 × 100%
B	A と C の中間	配点 × 75%
C	当該評価項目において、要求水準書を超える具体的かつ現実的な提案があり、一定の効果が期待される。	配点 × 50%
D	C と E の中間	配点 × 25%
E	当該評価項目において、要求水準を満たす程度の提案である。	配点 × 0%

## 第2節 価格審査の点数化方法

価格審査点の配点は 40 点とする。

価格審査における価格審査点は次式によって算定する。

なお、価格審査点は、小数第三位を四捨五入した値とする。

$$\text{価格審査点} = \frac{\text{最低入札価格}}{\text{提案価格}} \times 40 \text{ 点}$$

第5章 非価格要素審査の評価項目、評価ポイント及び配点

表 5-1 評価項目、評価ポイント及び配点

No	将来の施設像	評価項目		評価のポイント	配点	様式
1	安心・安全な施設	事業実施体制・バックアップ体制	事業実施、バックアップ・サービス体制	①事業の段階に応じた実施体制の役割分担、責任分担、バックアップ・サービス体制は適切かつ効果的か。 ②事業の段階に応じて有資格者、経験者は適切に配置されているか。 ③運営開始直後から運営終了まで安定的な稼働を行うため、実例を踏まえた、運転員のキャリアに応じた効果的な教育計画が組まれているか。	12	10-1
2			事業者によるセルフモニタリング	①設計・建設・運営の各段階において、要求水準書等の内容を遵守しているかを、応募者自らが確認、改善でき、かつ組合がチェックできる体制及び手法の工夫は効果的かつ適切か。	4	10-2
3		工事計画	円滑な工事実施	①工期を確実に遵守するため、安全かつ効率的な工事管理手法(設計・建設工程、施工計画)となっているか。 また、確実な工事履行のための留意点とその対策は効果的か。	8	10-3
4		安全・安定処理	施設の配置計画	①建設用地ならびに廃棄物処理施設の特性を考慮した、安全性、利便性が高い配置計画となっているか。 ②来訪車両にとってわかりやすく、安全かつ利便性に優れた配置・動線となっているか。	11	10-4
5			施設への搬入管理	①プラントホームや資源ごみ処理施設(ストックヤード)における待車、貯留、移送、投入作業等は、利用者を踏まえた計画となっているか。 ②ごみの不正搬入防止のための対策は効果的か。 ③直接搬入に対する渋滞対策は適切かつ効果的か。	12	10-5
6			施設の運転計画	①地域のごみ処理背景に即した運転計画がなされているか。 ②災害時や将来のごみ量を踏まえ、その変動に対して綿密かつ効果的な運転計画となっているか。 ③ごみ質の変動に対して、安定して処理が可能な焼却システムか。	11	10-6
7			事故・トラブル発生時の対策、事後対策	①事故トラブル発生時の具体例に対する未然防止対策や事後対策は実例を踏まえた効果的な対策であるか。 ②トラブルの際には早期に復旧できるプラントシステムになっているか。 ③トラブル発生時の予備品、消耗品等の調達は問題ないか。	8	10-7
8			長期使用のための工夫	①施設を30年間以上使用するための維持管理計画の策定の考え方、設備上及び維持管理上の工夫(主要機器の点検・補修・更新計画・予備品の保管等)は効果的か。 ②また、組合が基幹改良等を実施し、本施設を経済的に行うための設計・建設段階における工夫は効果的か。 ③事業終了時の引渡し方法及び事業終了後の組合への支援内容は効果的か。	8	10-8
9			災害・緊急対応	①災害・緊急時(地震、水害等)の二次災害防止策(地震による火災、爆発等)、緊急時指揮命令系統・連絡体制、訓練体制は妥当か。	4	10-9
10			事業収支、リスク管理	①運営期間にわたり安定した事業収支計画であるか。 ②実例を踏まえたリスク管理体制が図られているか。	4	10-10
11			情報公開	情報管理体制	①情報の管理方法、本組合への報告方法、公開方法は有効か。 ②事業者による「環境モニタリングの実施方法」、「結果の開示方法に対する工夫」、「本組合が市民に対して行う環境モニタリングの報告に対する支援方法」等の対策が効果的か。	4
12	環境負荷を低減する施設	公害防止対策	工事中の公害防止対策	①建設工事に伴う公害防止対策、モニタリング方法は妥当か。 ②工事実施における周辺住民への配慮策は効果的か。	4	10-12
13			施設稼働中の公害防止対策	①本組合で定める公害防止基準(施設停止基準)を遵守するための、要監視基準、運転管理基準等の設定は妥当か。 ②排ガス処理における公害防止対策は効果的か。	6	10-13
14		最終処分量の低減	最終処分量の低減	①焼却残渣(主灰、飛灰)の低減のための対策は効果的か。	11	10-14
15	温室効果ガス削減に寄与する施設	温室効果ガスの削減	余剰電力量	①発電量ならびに施設内の電力消費量はどの程度か。(年間余剰電力量で評価)	4	10-15
16			温室効果ガス削減対策	①温室効果ガス削減のための設備上、運転管理上の工夫は有効か。	8	10-16
17	地域と共生した施設	地域への配慮・貢献	景観対策	①建物や煙突は、周辺環境と調和し、過度にならない形状及び色彩で、圧迫感を緩和したデザインか。	4	10-17
18			環境学習方策	①見学者の目的に応じた環境学習プログラムとなっているか。 ②見学者動線は安全かつ効果的な見学ルートか。 ③見学者対応に関する本組合への協力内容は効果的か。	9	10-18
19			地元企業への貢献	①全体事業費における、地元企業への発注額はどの程度か。(組合管内の本社本店(構成員含む)、一次下請け、雇用人数に対する金額)	12	10-19
20			地元地域への貢献	②地元地域(焼津市及び藤枝市)への貢献内容(実施内容及び頻度)は効果的かつ実現性の高い計画となっているか。	6	10-20